

-
- 法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公
布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 一 略
- 二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法
の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
(令和四年法律第七十六号)
-
-
-